



AML/CFT関連の内部監査助言・実施サービス

FATF第4次審査を受けて、その態勢整備期限(2024年3月)に向けた取組みに対する内部監査機能の強化

AML/CFTに関する環境認識

本邦では、2021年8月のFATF第4次審査結果の公表を受けて国としてのAML/CFT行動計画が策定され、当局の要求・期待水準が高まり、金融事業者には態勢整備完了の期限（2024年3月）も明示されています。また、強化された態勢による当局の検査・監督も進行中です。かかる情勢の下で、金融事業者においても、それぞれ当局目線とのギャップの特定とその解消に向けた取組みが進んでいます。

態勢整備期限(2024年3月)に向けたギャップ解消への取組み



FATF第4次対日相互審査が浮き彫りにした問題点

- リスクベースの検査・監督態勢が不十分
- より効果的・抑止的な制裁措置の未実施 等



本邦当局による対応強化

- 監督ガイドラインの更新・策定（要求・期待のさらなる具体化・高度化）
- リスク低減措置の完全実施期限の設定（2024年3月）
- リスクベースでの検査・監督の強化（ターゲット検査においては依然として多くの指摘・指導）等



金融事業者による当局目線とのギャップの特定と解消に向けた取組み

- 態勢整備期限(2024年3月)までに、当局目線とのギャップを客観的かつ網羅的に特定し、完全に解消する必要性

AML/CFT監査の重要性

金融庁ガイドラインでは、AML/CFT態勢の構成要素として検証機能を重要視しており、とりわけ内部監査部門には、「独立した立場から、全社的なマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の有効性についても定期的に検証し、必要に応じて、方針・手続・計画等の見直し、対策の高度化の必要性等を提言・指摘すること」を求めています。

AML/CFT監査のポイント

上記のとおり、検証機能と提言機能が求められているAML/CFT監査では、リスクベースの手法を用いることと、当局目線を踏まえることがポイントとなります。

- AML/CFT監査の対象については、金融庁ガイドライン・FAQで具体的な例示がありますが、それ以外の領域についても監査対象として取り上げる必要があります。効率的かつ実効的なAML/CFT監査実施のためには、リスクベースアプローチによる内部監査手法が不可欠です。
- また、内部監査プログラムの作成においては、単に金融庁ガイドライン・FAQの項目を形式的に採り入れるのではなく、当局が求める視点を踏まえてカスタマイズされていることが不可欠です。

デロイト トーマツのAML/CFT監査に関するサービス

デロイト トーマツ グループは、本邦AML/CFT規制に関する深い理解と本邦金融機関に対するAML/CFTアドバイザーの豊富な実績を有するほか、グローバルネットワークを通じ、海外の規制や金融機関の実務に関する知見を蓄積しております。

デロイト トーマツのAML/CFT関連の内部監査サービスは、当局目線と金融機関の実務を十分に踏まえて確立したメソドロジーを用い、クライアントである内部監査部門のニーズに柔軟に対応してご提供します。

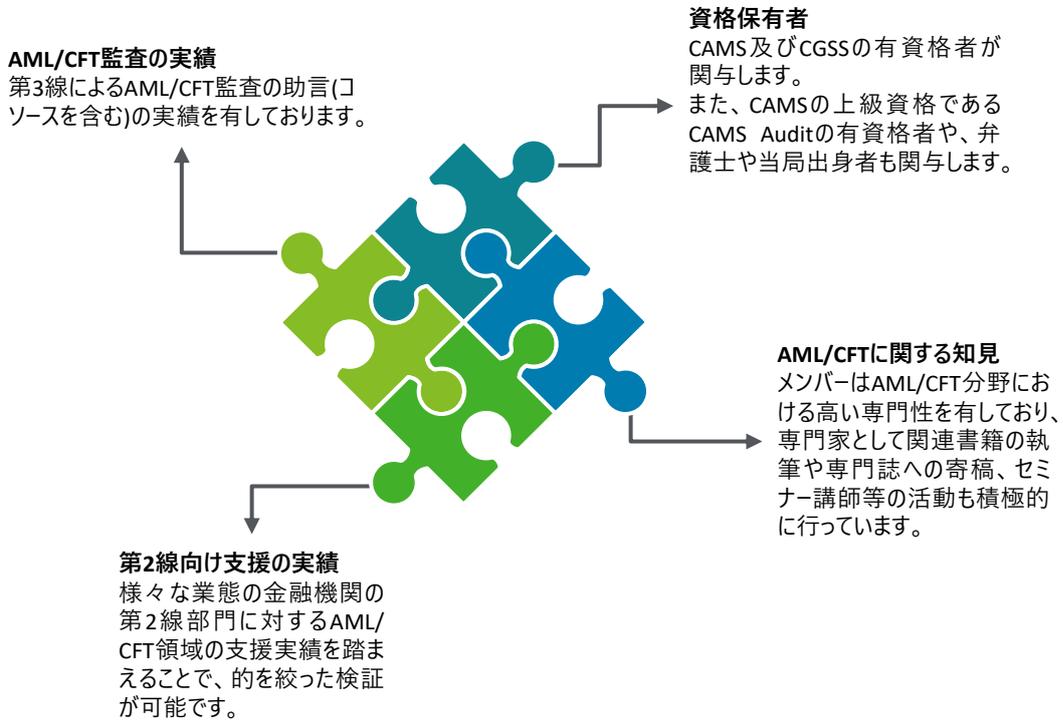
デロイト トーマツ グループからの具体的な助言や助言は、AML/CFT監査における確認ポイントや観点、方向性などを明らかにするものであり、より充実した検証機能と提言機能に資するものとなります。

AML/CFT監査に関するサービスの例

サービス種別	サービス内容	作成物
(1) AML/CFT監査アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 内部監査部門が主体で行うAML/CFT監査について、専門的な見地からの助言を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 内部監査部門が作成する「監査計画」「監査プログラム」「監査調書」「監査報告書」等にコメントします。 	—
(2) AML/CFT監査コース (ウォーターフォール型)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 内部監査部門と共に、関係資料の閲覧、関係者のインタビューを含む検証作業や、監査書類のドラフトの作成を行います。 ■ 内部監査部門が作成する監査書類へのコメント等を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「監査計画」「監査プログラム」「監査調書」「監査報告書」のドラフト
(3) AML/CFT監査コース (アジャイル型)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規事業、商品、システムの導入など、貴社の状況に応じたアジャイル型監査の実施をサポートします。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「監査キャンパス」「ストーリーマッピング」「スプリントプランニング」「監査バックログ」「スプリントPoV」「監査報告書」のドラフト
(4) AML/CFTの調査	<ul style="list-style-type: none"> ■ デロイトトーマツが主体となり、関係資料の閲覧、関係者のインタビューを含む調査や、内部監査書類の作成、報告書の作成を行います。 ※ このサービスも、広義では「アドバイザー(助言)業務」に属するものであり、「アシユアランス(保証)業務」とは異なります。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ デロイトトーマツ名義での「調査報告書」

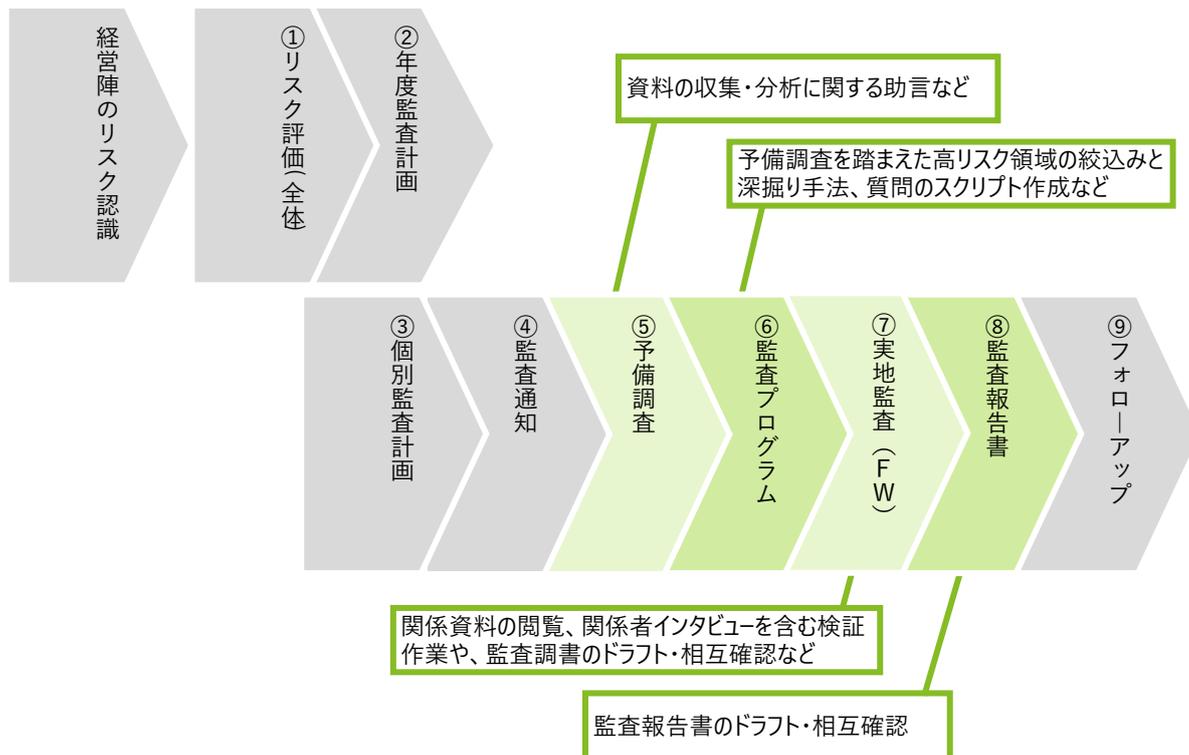
(1) AML/CFT監査アドバイザー：サービスの特徴

AML/CFT監査や第2線向け支援の豊富な実績を有し、関連規制や実務に関する幅広い知見を有している者が、専門的見地から助言いたします。



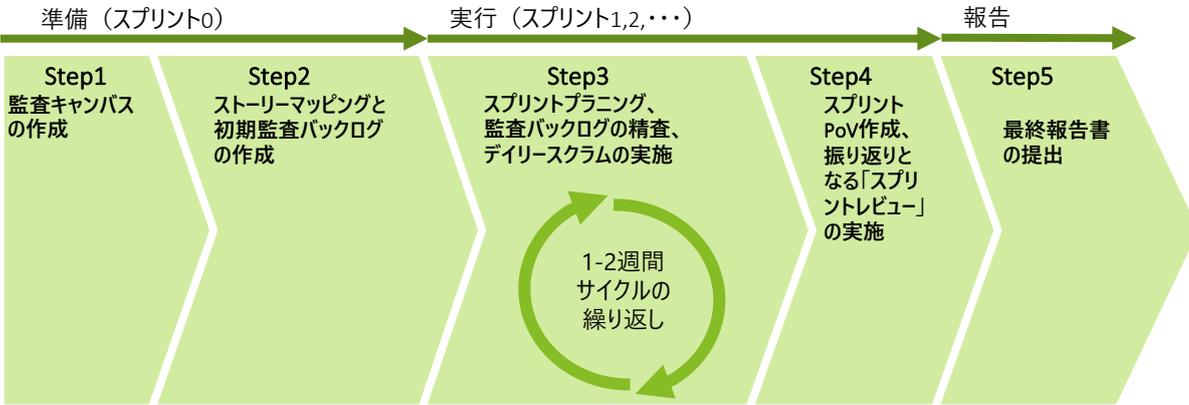
(2) AML/CFT監査コース（ウォーターフォール型）：サービスの特徴

監査計画書、監査プログラム、監査調書、監査報告書などの様式は、内部監査部門のものを活用しつつ、実質的な助言にフォーカスします。



(3) AML/CFT 監査コース（アジャイル型）：サービスの特徴

加速する環境変化等に対応するため、リスクの変動を即時に把握し、実施中の監査の内容でさえも迅速かつ柔軟に変更できる態勢を整えておく必要があります。デロイト トーマツが助言するアジャイル型内部監査は以下の流れで進行します。



(4) AML/CFT 第三者調査：サービスの特徴

デロイト トーマツが主体となり、関係資料の閲覧、関係者のインタビューを含む調査を行い、その結果は、最終的に「第三者調査報告書」としてご提出します。

株式会社〇〇 御中

マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関する第三者調査報告書

Illustrative

有限責任監査法人トーマツ
2023年m月d日

本調査は、以下の目的を達成するため、以下の手続に沿って実施しました

目的、手続概要	<p>目的</p> <p>貴行のAML/CFTに係る業務について、AML/CFT関連法規制(特にAML/CFTガイドライン及びFAQ)に基づいて調査し、発見事項等を報告すること</p> <p>基準日</p> <p>2023年m月d日</p> <p>調査対象</p> <p>■ 調査対象部門：〇〇部 ■ 調査対象業務：AML/CFTに係る業務</p> <p>本調査は、以下の手続・方法で実施しました。</p> <p>事前準備 (m月d日～m月d日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 貴行より資料を準備(別紙①参照)。 資料を閲覧し、相対的にリスクが高い項目として「重点調査項目(案)」(詳細は9-10頁で参照)を作成。 貴行との協議を経て、「重点調査項目」を設定。 <p>調査の実施 (m月d日～m月d日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料の閲覧による調査①(基本本)と、「重点調査項目」については貴行関係者へのインタビューによる調査②も実施。 資料を閲覧し、当該業務事項の明文化の状況を確認。なお、資料と明文化でない事項は質問し実施。 貴行関係者との協議した「リスク評価シート」(別紙②参照)に基づき調査結果を整理し、当該業務事項への対応状況を確認。 上記①②により特定した「発見事項」および「改善提案」を「発見事項一覧(案)」としてとりまとめ。 <p>調査結果報告 (m月d日～m月d日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「発見事項一覧(案)」について、貴行と認識合わせを実施し、「発見事項一覧」を確定。 「第三者調査報告書」(本報告書)の作成・提出。
---------	---

※本調査は、当法人のサービス提供に直接関係する第三者資料(本人の同意)に基づき実施し、その結果が第三者に開示されることはありません。
 ①: 2023年m月d日付「業務委託契約書」に基づき実施する第三者調査。 ※ 貴行の同意がなければ2023年m月d日より実施し申し上げます。
 ②: 2023年m月d日付「業務委託契約書」に基づき実施する第三者調査。 ※ 貴行の同意がなければ2023年m月d日より実施し申し上げます。

© 2023 For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

本調査の結果、全○項目の調査ポイントに対して、発見事項を○件識別しました

発見事項のサマリー 1/2

調査範囲	発見事項のサマリー
II-2 リスクの特定・評価・低減	
(1) リスクの特定	① → 発見事項一覧#○ ② → 発見事項一覧#○
(2) リスクの評価	
(3) リスクの低減	
(i) 顧客管理 (カスタマー・ビュー / アイデンティティ・CDI)	③ → 発見事項一覧#○ ④ → 発見事項一覧#○
(ii) 取引モニタリング / フィルタリング	⑤ → 発見事項一覧#○ ⑥ → 発見事項一覧#○
(v) 疑わしい取引の 届出	⑦ → 発見事項一覧#○
(vi) IT システムの活用	
(w) 記録の保存 (データ入力)	
(x) データ管理 (データガバナンス)	⑧ → 発見事項一覧#○

※本調査は、当法人のサービス提供に直接関係する第三者資料(本人の同意)に基づき実施し、その結果が第三者に開示されることはありません。
 ①: 2023年m月d日付「業務委託契約書」に基づき実施する第三者調査。 ※ 貴行の同意がなければ2023年m月d日より実施し申し上げます。
 ②: 2023年m月d日付「業務委託契約書」に基づき実施する第三者調査。 ※ 貴行の同意がなければ2023年m月d日より実施し申し上げます。

© 2023 For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

③ 貴行の顧客管理措置では、...が必ずしも十分には反映されていません

発見事項一覧

発見事項の 種類	領域	法令、AML/CFTガイドライン等	発見事項	改善提案
○				

※本調査は、当法人のサービス提供に直接関係する第三者資料(本人の同意)に基づき実施し、その結果が第三者に開示されることはありません。
 ①: 2023年m月d日付「業務委託契約書」に基づき実施する第三者調査。 ※ 貴行の同意がなければ2023年m月d日より実施し申し上げます。
 ②: 2023年m月d日付「業務委託契約書」に基づき実施する第三者調査。 ※ 貴行の同意がなければ2023年m月d日より実施し申し上げます。

© 2023 For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

※貴社および貴社の関係会社とデロイト トーマツ グループの関係において監査人としての独立性が要求される場合、本サービス内容がご提供できない可能性があります。詳細はお問合せください。

有限責任監査法人トーマツ

リスクアドバイザー事業部 金融サービス

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-1162 Fax 03-6213-2455

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ 法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等 を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係 法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォーム および関係 法人 はそれぞれ法的に独立した 別個の組織 体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係 法人 は、自らの作為 および不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のフォームまたは関係 法人 の作為 および不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス 提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーフォームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係 法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織 体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係 法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーフォーム、関係 法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依頼した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーフォームおよびそれらの関係 法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織 体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

2023.03_0389



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301